

区分番号	要請番号	区分	優先度	新規・継続	要請先	要請事項	要請理由	備考
I01	1	ランプ内のAED設置箇所表示	A	継続	本東羽	東京国際空港において、AEDの所在を表す表示を、施設の入り口に表示するように指導すること	東京国際空港の空港事務所より、AEDの所在を表すランプ内のマップは提示されたが、実際の建物入り口には表示がないために、緊急時に設置場所の把握ができない。	
I02	1	ランプ内の環境整備	B	継続	本東羽	ランプ内を走行している作業車両の排気ガスが、環境省の基準を満たしているのかを調査すること	ランプ内を走行している車両が、陸運局指定のナンバープレートを取得していないと、車検時に行われる排気ガスの成分検査がないので、環境基準を満たしていない可能性がある。	
I03	1	東京国際空港	A	継続	本東羽	到着旅客が、クリーンエリアへ逆流しなくてもすむような導線に変更すること	手荷物を受け取らずにロビーに出てしまったお客様が、手荷物を受け取られたお客様の出口に戻って来られ、荷物を取りに入ろうとしてくる。	
I03	2	東京国際空港	A	継続	東羽	Spot809への牽引作業で、走行する路面の起伏が激しいので、改修をすること	傾斜角が規定値内であっても、Spot809への牽引作業では、日々右折時にジャックナイフ現象が起こらないような過度な緊張を強いられている。	
I03	3	東京国際空港	A	継続	東羽	Spot605番に牽引作業で走行する路面の起伏が激しいので、路面の改修をすること	SPOT605番に牽引作業で航空機を入れる時のSPOT内の起伏が激しいので、傾斜角が規定値内であっても過度の緊張を強いられている。	
I04	1	成田国際空港	A	継続	本東	第3貨物エリア付近の車両の駐停車を規制するか、誘導員を配置すること	JL3横のゲートの所に、一般の大型トラックが停車しているので、視界が悪く危険である。	
I05	1	自動運転車	A	新規	本東羽	自動運転車両に関する運用方法及び安全性について、開示すること	東京国際空港や成田空港等の一部の空港制限区域内で、自動運転車両の実証実験が行われたが、その結果を開示すること。また、同時に制限区域内を走行する上では、性能や性質・運用方法が不明なため、不安を抱いている。	
I06	1	規制緩和	A	継続	本東羽	空港制限区域内での運転資格は、道路交通法に準拠した運用を維持すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者による教育訓練内容には差異があり、ランプ内の安全確保ができるとは思えない。</li> <li>・最低限公安委員会が行う講習を受講して、運転する車両の免許を取得した上で、事業所が行うランプ内の安全教育を受ける事で、ランプ内の安全が維持できると考える。</li> </ul>	
I07	1	貨物・郵便物の安全性	A	継続	本東羽	航空貨物利用運送事業者や郵便業者に対しても、航空の危険品輸送に関する一般教育や安全教育訓練を十分に実施するように指導すること	航空輸送の安全確保をするための検証を迅速に行う事で、日々進化していく貨物・郵便物の安全輸送に対応する必要がある。	
I07	2	貨物・郵便物の安全性	A	継続	本東羽	航空の危険品輸送に関して、未然に無申告危険物が搬入されないような体制を構築すること	貨物・郵便物ともに、無申告危険物が現場では発見されている。	